

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律に基づく一般事業主行動計画

令和8年3月6日策定

本法人は、教職員がその能力を十分に発揮できるよう、仕事と家庭生活の両立を支援するとともに、女性の職業生活における活躍を推進し、働きやすい雇用環境の整備を図るため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 女性活躍推進法に基づく取組み

目標1：教育職の採用者に占める女性比率を20%以上にする。

取組内容：

令和8年4月～ 採用活動における募集内容・活動の見直し
選考過程における公平性の徹底。

令和9年4月～ 毎年度、採用活動における募集内容・活動の見直し等を実施。

3. 次世代育成支援対策推進法に基づく取組み

目標2：男性の育児休業取得率を80%以上とする。

取組内容：

令和8年4月～ 育児休業、育児時間、育児のための短時間勤務、子の看護休暇、
配偶者の出産休暇制度を周知し、理解度を高める（毎年度実施）。

令和8年4月～ 対象となる教職員には個別に資料を配布する等により取得促進の
働きかけを行う。

令和8年10月～ 取り組み事例の学内共有

目標3：年次有給休暇の取得率を70%以上とする。

取組内容：

令和8年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態及び課題を把握（毎年度実施）。

令和8年4月～ 課題改善対策と計画的な取得に向けた取組の開始。

令和8年4月～ 管理職への取得促進指導。

目標4：職員の月平均残業時間を7時間以内とする。

取組内容：

令和8年4月～ 残業時間を適切に把握し、会議等で業務状況について議論する。

令和8年5月～ ノー残業デーを設定し、周知する。

令和8年5月～ 所定外労働の多い職員に個別に働きかけを行う。